平成28年12月

社協だより 264号

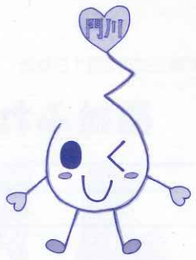

門川町社協イメージキャラクター
『ふくしテンパくん』

今回の題字は、奈須 京子さん（五十鈴地区）が書いてくださいました。

歳末たすけあい運動が始まります！

12月1日～12月31日

あなたの募金は、あなたの町へ。

歳末たすけあい運動は、共同募金運動の一環として NHK をはじめとする関係機関・団体のほか、みなさまのご参加やご支援を得て展開する運動です。

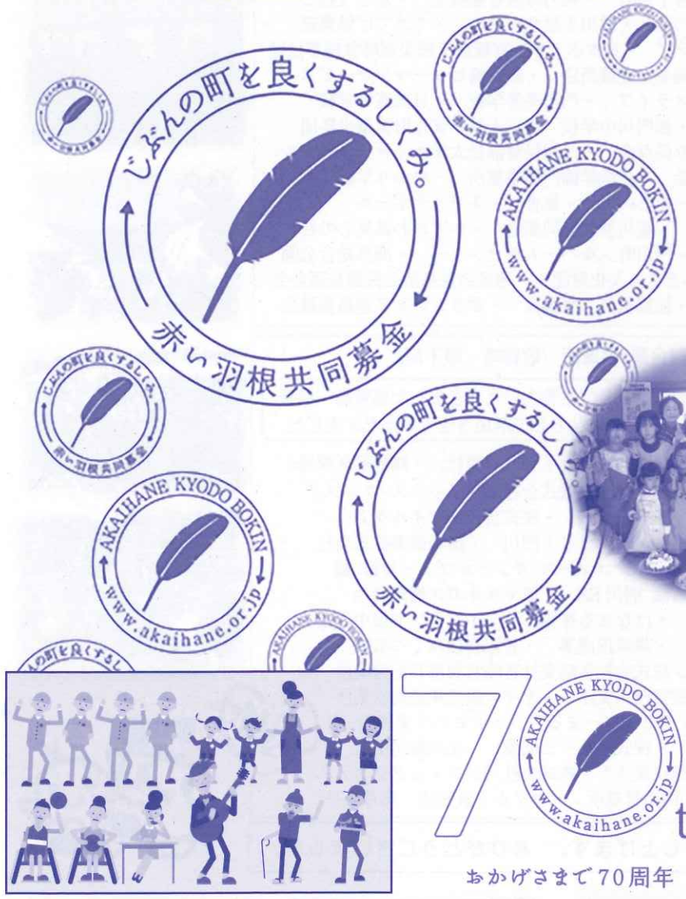

地区福祉推進委員会活動として年末年始事業等に役立てられています！

70th

おかげさまで70周年

寄付者・ボランティアの皆さまに心よりお礼申し上げます。
今年も皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

★社協だより10月262号の「赤い羽根クイズ　7つのまちがいさがし」への多数のご応募ありがとうございました。当選者は次のとおりです。

•岩見　駿　様　•須田 アヤ子　様　•米良 愛梨　様　•首藤 純子　様　•宮ノ下 由美子　様
•田端　靖　様　•永吉 みか子　様　•松本 正子　様　•飯干 加代　様　•猪倉 幸子　様

以上10名の方です。　**♪おめでとうございます♪**

総合相談センターだより

〈相続・遺言〉

Q 遺留分とは、何か

父が亡くなり、財産の全部を長男に贈与するという遺言が見つかりました。相続人には遺留分という権利があるそうですがこれはどういう権利ですか。

A　遺留分を侵害された兄弟姉妹以外の相続人は遺留分権利者として遺留分減殺請求権を行使して、財産の一部を取り戻すことができます。遺留分の割合は、子と配偶者が、相続人の場合は、法定相続分の2分の1です。

遺留分とは

遺留分というのは、兄弟姉妹以外の相続人が相続財産に対して取得することを、保証されている一定割合もしくは、定額のことであり、被相続人が他に贈与や遺贈をしても奪われることのないものです。例えば、直系尊属(子や孫のこと)と配偶者(夫または妻のこと)が相続人となる場合、配偶者の相続分は2分の1ですが、その2分の1、つまり4分の1は配偶者の遺留分として保証されているわけです。もし被相続人が財産を遺贈した結果、配偶者の取得する分が4分の1以下になってしまった場合、配偶者は遺贈をうけた者に対し、一定額の財産の取戻しを請求できるものです。

被相続人は、生前贈与や遺言により、自由に財産を処分できますが、その結果遺留分を侵害することになれば、贈与や遺贈をうけた者は、取戻しを覚悟しなければならないことになります。遺留分の制度は遺留分を有する相続人に侵害されない取得分を保証し、これにより生活の保障、相続に対する期待、公平性を確保するものです。

遺留分権利者と遺留分の割合

遺留分を有する者を遺留分権利者と言います。遺留分権利者は、兄弟姉妹を除く、相続人、すなわち配偶者、子、直系尊属です。

遺留分の割合はまず、誰が相続人になるかによって相続財産に対する遺留分全体の割合が決められ相続人が数人あるときは、法定相続分の割合によって、一人一人の遺留分が算定されます。

遺留分全体の割合は、次のとおりです。

①子だけが相続人である場合は、2分の1
②子と配偶者が相続人である場合は、2分の1
③直系尊属(父母、祖父母など)だけが相続人である場合は、3分の1
④直系尊属と配偶者だけが相続人である場合は、2分の1
⑤配偶者だけが相続人である場合は、2分の1
⑥配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合は配偶者についてだけ、2分の1
以上により、例えば①の場合で子が3人いるときは、各自の遺留分は、6分の1になります。

遺留分減殺請求権

被相続人の行った生前贈与または遺贈が遺留分を侵害する場合、遺留分権利者は生前贈与をうけた者や遺贈をうけた者に対して、財産の取戻しを請求することができます。これを遺留分減殺請求権といいます。

減殺請求するには、順序があります。生前贈与より先に遺贈に対し、減殺請求をし、それでも不足するときは、生前贈与のうち新しいものから順次減殺請求をすることになっています。

遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が相続を開始したことと、減殺すべき贈与または、遺贈があったことを知ったときから、1年以内に請求しないと時効により消滅してしまいます。

悩みごと相談

誰でもある悩みごと、ひとりで抱えずご相談ください。

◆通常の相談
●時間／9:00～16:00
直通 ☎63-2143
又は ☎63-7210へ

◆弁護士無料法律相談
今月は **12月20日(火)** 13:30～16:30
■相談無料
■秘密厳守
※予約が必要です。お早めに…

【編集後記】

今年も残り1ヶ月となりました。いろんな行事があり、あっという間に1年が過ぎました。来年もたくさん思い出を作りたいと思います。みなさんはどんな1年でしたか？良いお年を(*^_^*)

（くろっち）

社協だより264号
編集・発行
門川町社会福祉協議会
〒889-0605
宮崎県東臼杵郡門川町庵川西6丁目60番地
門川町総合福祉センター内
☎（0982）63-7210（代）
FAX（0982）63-0955
E-mail:kadofuku@bronze.ocn.ne.jp

寄付のお礼　平成28年11月4日届出まで

一般寄付　福祉ふれあい祭り関連の寄付につきましては、次号にて報告させていただきます。

香典返し寄付　（　）は故人

飯田　眞澄 様（カヲル 様）庵川西 金一封　川崎　武士 様（重子 様）中　村 3万円
請関　秋利 様（和子 様）加草3区 5万円　園田　富子 様（純男 様）南町1区 3万円
山﨑　洋子 様（松原ツルコ様）東栄町 2万円　佐伯　早苗 様（義盛 様）南ヶ丘 1万円
吉田　節郎 様（誉　様）上　町 3万円　矢野　雅行 様（昭代 様）上納屋1区 2万円
山野チエ子 様（練太郎 様）宮ヶ原 10万円　黒田　松子 様（浩次郎様）南　町 金一封
田原　和子 様（勲　様）梅ノ木 1万円

故人のご冥福をお祈り申し上げます。

上記の皆様より社会福祉事業にとご寄付いただきました。ここに厚くお礼申し上げます。使途につきましては、その趣旨にそいまして有効に活用させていただきます。
尚、この欄は、寄付者の掲載意思を尊重（確認）した上で登載させていただいています。

（URL）http://kadogawa-shakyo.org

門川町地域包括支援センター

12月♪おとじま通信♪

第２３回　福祉ふれあい祭り
オレンジカフェ「いぶき」

１０月３０日(日)第２３回福祉ふれあい祭りにてオレンジカフェを開催しました。
オレンジカフェとは、認知症の人と家族の方の思いを取り入れて支援をしていきながら、地域での生活が続けられるように地域住民や専門職などが一緒に参加できる「集いの場」です。

「忘れかけた人も
忘れたくない人も
忘れた人も」

定期開催日時：毎週木曜日１０：００～１２：００
（祝日休み）
場　　所：こばる（別館）＜東栄町＞
利　用　料：１回２００円
※その他の月曜日～金曜日で個別に対応します。
悩んでいる当事者、ご家族の方はご気軽にどうぞ
代表　６３－７７７１

認知症サポーター養成講座 in平城西・梅ノ木

１０月２０日「認知症高齢者等徘徊模擬訓練」にむけて、認知症の勉強会が行われました。小学生から８０代の方まで約４０名の参加がありました。認知症について、誤った知識や考えを持って認知症の方に接すると、症状が悪化してしまうこともあります。みなさんで理解を深めて助け合い手を取り合って、安心して暮らせる町にしましょう♪♪オレンジリングは、認知症サポーターの「証」です！皆さんも地域で職場で仲間と、養成講座いかがですか？

ふれあいサロン

障がいのある子どもさんから成人のみなさん、家族、友だちとの交流の場としてサロンをひらいています。(*^_^*)

- 日　時：１２月２２日(木)１０：００～
- 場　所：門川町総合福祉センター(庵川西)
- 参加費：無料(送迎なし)
- 内　容：手作りクリスマス会
- 対　象：門川町在住の障がいのある子どもさんから成人の方・家族・友達

※問合せ・申込みは下記まで☎ご連絡ください。

・門川町地域包括支援センター
・障がい者相談事業所
電　話　**６３－１１２９**
月～金　８：３０～１７：１５
＊土・日　祝日休み

今年も１年間
ありがとう
ございました。

平成２８年度　こころの健康づくり講演会

講演　「弁護士と取り組むこころの健康」
講師　塩地法律事務所　弁護士　塩地　陽介氏
○日時　平成２８年１２月１９日（月）　１４時から１５時３０分
（受付　１３：３０～１４：００）
○場所　クリエイティブセンター門川　２階大会議室
○対象者　地域住民７０名程度
★参加希望の方は１２月１４日（水）までに、(匿名でも受け付けます)
日向保健所（０９８２）５２－５１０１　橋口氏までご連絡ください。

福祉ふれあい祭りへのご協力、ありがとうございました。

福祉ふれあい祭り　テーマ作者
西門川小学校 ３年生　篠塚 隆弥 さん
「育てよう　みんなでまこう　福祉の種」

ボランティア・関係者（敬称略　順不同）

『第２３回福祉ふれあい祭り２０１６』開催にあたり、多くのボランティア及び関係者の皆様からご協力をいただきました。

・西の丸一善の会　・ふれあい地球館　・高齢者クラブ連合会
・婦人団体連絡協議会　・門川町日赤奉仕団　・済生会日向病院
・母子寡婦福祉協議会　・障がい者連絡協議会　・悠々工房
・門川町子育て支援センター　・民生委員児童委員協議会
・かどがわ大学修了生会　・視力障害者福祉会　・点とうむし
・聴覚障害者友の会　・門川手話サークル　・てげてげ倶楽部
・ロータリークラブ　・日本赤十字社宮崎県支部災害時救援奉仕団
県北支部　・㈱金丸慶蔵商店　・㈱宮崎ヒューマンサービス
・株式会社アリスライフ　・門川高等学校　・日向高等学校
・門川中学校　・西門川中学校　・五十鈴小文化財愛護少年団
・庵川ばんば踊り保存会　・九州保健福祉大学エイサーサークル
・悠々工房家族会　・白浜学園門川事業所　・ひかり学園
・はまゆう園　・中心の里　・風舎　・キャッチボール
・カフェいぶき　・庵川漁業協同組合　・かどがわ温泉心の杜
・草川保育園　・門川町シルバー人材センター　・海浜総合公園
・(公財) 門川ふるさと文化財団　・地区会長自治公民館長連合会
・町役場職員　・社協役員、評議員　・ボランティア連絡協議会

協賛企業・事業所（敬称略　順不同）

社会貢献活動の一環としてご協力いただきました協賛品・協賛金は、祭り当日の景品や賞品として活用させていただきました。

・㈱西の丸　・株式会社夕刊デイリー新聞社　・㈱池部医療器
・株式会社アリスライフ　・株式会社カクイックス ウィング
・㈱宮崎ヒューマンサービス　・株式会社スマイルケア
・㈱金丸慶蔵商店　・サテライト門川　・晴峰商事株式会社
・有限会社サンシャインコマース サンヘルプ　・旬鮮 蔵
・株式会社日高石油 門川 SS　・旭マルヰガス株式会社
・田中スポーツ　・はなまる惣菜　・ミルクランド田中乳販
・スーパー平城　・㈱原田商事　・有限会社みくつ石油
・リコージャパン株式会社宮崎支社宮崎営業部日向営業所
・株式会社宮崎銀行門川支店　・ヤマエ販売㈱延岡営業所
・(有)ショッピングセンターまるさ　・ナカハラ文具店
・安藤スーパー　・株式会社　日向屋　・北川健司商店
・高鍋信用金庫門川支店　・株式会社パシフィックシステム
・株式会社出先 門川営業所　・ヤクルト販売店　高月康子

厚くお礼申し上げます。　ありがとうございました。